

最高裁総一第133号

令和8年2月20日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長

民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を置く地方裁判所の  
指定について（通知）

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号）第3条第1項の規定により、民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を置く地方裁判所として下記の地方裁判所が指定され、令和8年4月1日から実施されます。

なお、令和7年2月20日付け最高裁総一第173号総務局長通知「民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を置く地方裁判所の指定について」により通知された指定は、令和8年3月31日限り、取り消されます。

記

東京、横浜、さいたま、千葉、水戸、前橋、静岡、新潟、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、岡山、福岡、熊本、那覇、仙台、福島、札幌、高松